



令和5年(ネ)第206号 女川原子力発電所運転差止請求控訴事件

控訴人 原 伸 雄 外15名

被控訴人 東北電力株式会社

令和6年2月29日

第1準備書面

仙台高等裁判所 第3民事部 御中

被控訴人訴訟代理人弁護士 三 島 卓 郎



同 真 田 昌 行



同 佐 藤 康 浩



同 真 田 昌 実



同 小 野 浩 一




同 石 井 慎 也




同 及 森 善 弘



同 山 内 喜 明 

同 吉 田 宏 喜 

同 村 澤 克 典 

目次

第1	はじめに	6
第2	人格権侵害の具体的危険の主張立証の欠如	7
1	はじめに	7
2	人格権に基づく差止請求の要件と主張立証責任	8
3	人格権侵害の具体的危険の主張立証が欠如していること	9
4	小括	13
第3	控訴人ら第3準備書面に対する反論	13
1	女川地域原子力防災協議会等の判断に看過し難い過誤や欠落がある とはいえないこと	13
(1)	原子力災害対策の意義について	14
(2)	女川地域の緊急時対応作成までの検討状況について	16
(3)	女川地域の緊急時対応に係る計画の内容等に関する補足について	22
ア	原子力災害対策指針が定める緊急事態の防護措置（緊急時活動 レベル（EAL））について	23
(ア)	警戒事態について	23
(イ)	施設敷地緊急事態について	24
(ウ)	全面緊急事態について	24
イ	緊急事態における対応体制について	24
(ア)	被控訴人から国、地方公共団体等への通報について	24
(イ)	宮城県及び関係市町の対応体制について	24
(ウ)	国の対応体制について	25
(エ)	住民への情報伝達体制について	26
ウ	住民の避難について	27
(ア)	P A Z内における対応について	28

(イ) 準PAZ内の牡鹿半島における対応について	29
(ウ) 準PAZ内の離島における対応について	29
(エ) UPZ内における対応について	30
エ 支援体制について	34
(4) 訓練等及び女川地域の緊急時対応の改善について	34
ア 訓練等について	34
(ア) 国の原子力総合防災訓練について	35
(イ) 宮城県等が実施する訓練について	38
(ウ) 小括	41
イ 緊急時対応の計画の改善について	41
(ア) 改定内容について	41
(イ) 改定経過について	43
(5) 小括	46
2 控訴人ら第3準備書面における個別の主張に対する反論	47
(1) 検査場所を開設できないという主張について	48
ア 避難退域時検査場所の開設について	48
イ オフサイトセンターが機能しないという主張について	49
ウ 避難退域時検査場所について	50
(ア) 避難退域時検査及び簡易除染の実施について	50
(イ) 避難退域時検査場所の運営体制及び資機材の確保について	50
(ウ) 原子力防災に係る訓練や研修等について	53
エ 車両用ゲート型モニタ等について	53
(ア) 避難退域時検査場所の使用箇所について	54
(イ) 避難退域時検査の方法と車両用ゲート型モニタの測定用途について	54

オ 避難退域時検査場所の要員の食料、宿泊施設、トイレについて	55
カ 小括	55
(2) バスの確保と配備ができないという主張について	55
第4 結語	57

頭書事件について、被控訴人は、下記のとおり陳述する。

なお、下記においては、被控訴人がすでに提出した書面の記載例に倣って、適宜略称を用いるものとする。

記

第1 はじめに

本件訴訟において、控訴人らは、宮城県及び石巻市の避難計画の不備を理由に、人格権に基づく妨害予防請求として、本件2号機の運転差止めを求めている。

しかし、控訴人らは、宮城県及び石巻市の避難計画の不備について縷々主張するだけで、本件2号機において放射性物質を異常に放出するような事故が発生する具体的危険については何ら主張立証を行っていないものであるから、避難計画に関する控訴人らの指摘の当否を論ずる以前に、人格権侵害の具体的危険が存在するという控訴人らの主張が認められる余地はない。したがって、「人格権侵害の具体的危険の主張立証の欠如」(第2)において改めて述べるとおり、避難計画に関する控訴人らの指摘の当否を論ずるまでもなく、本件控訴は速やかに棄却されるべきである。

この点を措くとしても、「控訴人ら第3準備書面に対する反論」(第3)の「女川地域原子力防災協議会等の判断に看過し難い過誤や欠落があるとはいえないこと」(第3の1)に記載のとおり、控訴人らが、第3準備書面で述べる主張は、防災基本計画及び原子力災害対策指針が基本理念として示す「減災」の考え方に照らしても、女川地域の緊急時対応を確認ないし了承した女川地域原子力防災協議会ないし原子力防災会議の判断に看過し難い過誤や欠落があることや、原子力災害対策指針に照ら

し、女川地域の緊急時対応が具体性ないし合理性を欠くことが明らかであることを主張立証するものになっていない。

加えて、控訴人ら第3準備書面の「検査場所を開設できない」及び「バスの確保と配備ができない」という主張は、段階的な避難等を前提とする原子力災害対策指針の防護措置の考え方を踏まえ、一斉避難を前提とした場合の避難計画の個別の問題点を縷々主張しているものに過ぎないが、「控訴人ら第3準備書面における個別の主張に対する反論」（第3の2）において、念のため、控訴人らのこれらの個別の主張それ自体を見ても、誤りや不相当な点が見られることを指摘する。

第2 人格権侵害の具体的危険の主張立証の欠如

1 はじめに

控訴人らの主張する生命、身体の侵害の危険は、本件2号機において放射性物質を異常に放出するような事故が発生することを前提としたものであるから、上記のような事故が発生する具体的危険についての主張立証責任は控訴人らが負うところ、控訴人らは、当該危険については何ら主張立証を行っていないものであるから、避難計画に関する控訴人らの指摘の当否を論ずる以前に、人格権侵害の具体的危険が存在するという控訴人らの主張が認められる余地はなく、本件控訴は速やかに棄却されるべきである。第2においては、この点について以下の順序で改めて述べる。

まず、人格権に基づく差止めが認められるには人格権侵害による被害が生じる具体的危険の存在が必要であることと、その主張立証責任が控訴人らにあることについて述べ（後記2）、次に、控訴人らの主張する人格権侵害が放射性物質を異常に放出するような事故の発生を前提としているにもかかわらず控訴人らが当該危険について何ら

主張立証を行っていないことから、避難計画に関する控訴人らの指摘の当否を論ずる以前に、控訴人らの人格権侵害の具体的危険が認められる余地がないことについて述べる（後記3）。最後に、第2の主張を総括する（後記4）。

2 人格権に基づく差止請求の要件と主張立証責任

控訴人らは、本件訴訟において、人格権に基づく本件2号機の運転差止めを請求しているところ、人格権は、直接これを定めた明文の規定がなく、その要件や効果が自明のものではない。仮に、極めて広範囲の人格的利益を全て人格権の内容とした場合には、その抽象的な概念内容ゆえに権利の外延が不明確なものとなり、その効果も不明瞭とならざるを得ない。

したがって、人格権に基づく差止請求を検討する場合には、その法的解釈は厳格になされなければならない。また、人格権に基づく差止請求は、相手方が本来行使できる権利や自由を直接制約しようとするものであるから、これが認められるためには、一般的に、

- ① 人格権侵害による被害の危険が切迫しており、
 - ② その侵害により回復し難い重大な損害の生じることが明らかであって、
 - ③ その損害が相手方（侵害者）の被る不利益よりもはるかに大きな場合で、
 - ④ 他に代替手段がなく、差止めが唯一最終の手段であること
- を要するとされている（大阪地裁平成5年12月24日判決・判例時報1480号（17頁））。

これらの要件のうち、①の人格権侵害による被害の危険の切迫性の要件は、②～④の要件の前提となるものであるが、本件のような妨害予防（排除）請求は、将来発生するか否か不確実な侵害の予測に基づ

いて相手方の権利行使を制約しようとするものであるから、単に論理的ないし抽象的な危険の存在だけでは足りず、人格権侵害による被害が生じる具体的危険の存在が必要である。

このことは、上記大阪地裁判決のほか、従来の原子力発電所の運転に係る裁判例はもとより、東京電力福島第一原子力発電所事故後の裁判例においても同様に示されているところである（一審答弁書（131頁～132頁）、控訴答弁書（9頁～11頁））。

したがって、控訴人らが人格権に基づき本件2号機の運転差止めを求める以上、本件2号機の運転に伴い、いかなる機序でどのような人格権侵害の具体的危険が控訴人らに生じるかということが具体的に明らかにされなければならない。

そして、本件訴訟が民事裁判である以上、民事裁判における主張立証責任の一般原則に従い、請求が認められるための要件についての主張立証責任は控訴人らにある。原子力発電所に関する裁判においても、この理を変更すべき理由はなく、従来の原子力発電所の運転差止訴訟（仮処分）においても、上記の理を変更した最高裁判所判例がないのはもちろんのこと、主張立証（疎明）責任の所在そのものを転換した裁判例は存在しない。

3 人格権侵害の具体的危険の主張立証が欠如していること

前記のとおり、人格権に基づく差止請求が認められるためには、人格権侵害による被害が生じる具体的危険の存在が必要であるところ、控訴人らは、人格権侵害の具体的危険について、実効性のある避難計画が策定されないまま被控訴人が本件2号機を運転することにより、本件2号機において放射性物質を異常に放出するような事故が発生したときに、控訴人らが危険かつ一層困難な避難を強いられ、無用な被ばくを強いられる危険がある旨主張している。

そうすると、控訴人らの主張する生命、身体の侵害は、本件2号機において放射性物質を異常に放出するような事故が発生することを前提としているから、避難計画の実効性の欠如により人格権侵害の具体的危険が存在すると認められるためには、その前提として、本件2号機において放射性物質を異常に放出するような事故が発生する具体的危険が認められる必要があるところ、その主張立証責任は控訴人らにある。

そして、本件2号機において放射性物質を異常に放出するような事故が発生する具体的危険の存在が肯定されるためには、本件2号機の運転に際し、いかなる設備や構造等に起因し、どのような機序で、控訴人らの人格権を侵害する放射性物質を異常に放出するような事故が現実が発生する蓋然性があるのかということが、科学的、専門技術的知見を踏まえて検討されなければならない。

それにもかかわらず、控訴人らは、避難計画の不備について主張することに終始しており、本件2号機において放射性物質を異常に放出するような事故が発生する具体的危険について何ら主張立証を行っていない。

したがって、本件2号機において上記のような事故が発生する具体的危険は認められない以上、避難計画に関する控訴人らの指摘の当否を論ずる以前に、人格権侵害の具体的危険が存在するという控訴人らの主張が認められる余地はない。

以上の点に関しては、名古屋高裁金沢支部平成30年7月4日判決においても、

「少なくとも人格権に基づく原子力発電所の運転差止めの当否を考えるに当たって、緊急時の避難計画が作成されていなかったり、あるいはその内容に瑕疵があったとしても、そのことによって直ち

に原子力発電所の危険性が肯定されるとか、運転の差止めという結論が導かれるものではなく、そもそも当該原子力発電所について人格権の侵害を招くような重大事故等を起こす具体的危険性があるか否かが検討されるべきであり、その危険性が肯定される場合に運転の差止請求が認められるというべきである。」

「1 審原告らは、福井県やおおい町の策定した地域防災計画等による防災対策の内容を縷々論難するが、上記のとおり、人格権に基づく原子力発電所の運転差止請求の当否を考えるに当たって、基本的には避難計画の策定や内容の是非は争点とならないこと、加えて、本件発電所における安全確保対策、ないし異常の発生・拡大の防止対策、重大事故等対策に不合理な点はないことなどのこれまでの説示に照らせば、上記にいう 1 審原告らの指摘を検討する必要はない。」

と適確に判示されているところである（控訴答弁書（9 頁～11 頁））。

なお、控訴人らは、避難計画の実効性の欠如によって周辺住民の生命、身体が害される具体的危険があるという主張の根拠として、深層防護の考え方を挙げている。しかし、深層防護の概念は、その第 5 層の防護に不備があることをもって地域住民に放射線被害が及ぶ危険が生じることを意味するものではない。このことは、大阪地裁令和 3 年 3 月 17 日決定が、

「深層防護の概念ないし同概念に基づく安全設計は、飽くまでも予防的な観点から防護を確実なものとするために求められるものであって、第 5 層の防護に不備があれば即座に地域住民に放射線被害が及ぶ危険が生じるということを意味するものであるとは認められない。」

と判示するとおりである（控訴答弁書（14 頁））。

また、広島高裁令和3年3月18日決定においても、

「債権者らは、原子力発電所の安全を判断するに当たっては、原子力発電所の国際的な安全思想である『深層防護』の考え方、すなわち、各防護階層の独立性を確保し、各層において最高度の安全を備えたものでなければ、全体として『安全』とはみなさないという考え方によるべきであるから、第5層の避難計画が実効性を欠くのであれば、本件発電所は社会通念上許容できないリスクを有しているといえ、人格権侵害の具体的危険があることになる・・・(中略)・・・と主張する。」、「債権者らの主張する『深層防護』の考え方が、原子力発電所を運用していく上で重要であることは否定できないものの、前記1で検討したとおり、本件は、人格権に基づく妨害予防請求としての本件原子炉の運転差止めを求めるものであり、その運転により債権者らの生命、身体又は健康が侵害される具体的危険があるといえなければ、本件原子炉の運転差止めを命じるという法的判断はできないというべきである。そうすると、債権者らの指摘する避難計画等の不備により上記具体的危険があるといえるためには、これらの点に加えて、そもそも本件原子炉が債権者らのいう『過酷事故』を発生させる具体的危険があることが疎明されなければならない。しかるに、本件においては、前記2、3で検討したとおり、本件原子炉が債権者らのいう『過酷事故』を発生させる具体的危険があることが疎明されていないから、債権者らの指摘する避難の困難性等を理由として、本件原子炉の運転差止めを命じることはできないというべきである。」

と判示するとおりであり、原子力発電所の運転差止めに係る裁判例の多くも上記の控訴人らのような主張を採用していない。

したがって、控訴人らの上記主張が失当であることは明らかである。

4 小括

控訴人らは、自らの主張する生命、身体への侵害の危険の前提となる放射性物質を異常に放出するような事故の発生する具体的危険について主張立証責任を負うにもかかわらず、当該危険について何ら主張立証を行っていないものであるから、避難計画に関する控訴人らの指摘の当否を論ずる以前に、人格権侵害の具体的危険が存在するという控訴人らの主張が認められる余地はない。

したがって、避難計画に関する控訴人らの指摘の当否を論ずるまでもなく、原判決は正当であるから、本件控訴は速やかに棄却されるべきである。

なお、控訴人らが放射性物質を異常に放出するような事故の発生の具体的危険について主張立証していないことから、本件控訴は速やかに棄却されるべきであるが、そもそも、本件2号機は、一審答弁書のⅢの第6（68頁～103頁）及び一審最終準備書面の第2（5頁～7頁）のとおり、多様な安全確保対策によってその安全性が十分確保されており、上記のような事故が発生する具体的危険は認められない。

第3 控訴人ら第3準備書面に対する反論

1 女川地域原子力防災協議会等の判断に看過し難い過誤や欠落があるとはいえないこと

控訴人らは、第3準備書面の第1において、「本書面では、宮城県と石巻市の避難計画が、具体性ないし合理性を欠いていることが明らかであり、これを確認ないし了承した女川地域防災協議会ないし原子力防災会議の判断に看過しがたい過誤や欠落があることを明らかにする。」と主張している。

以下（1）ないし（5）においては、控訴人らが、第3準備書面の

第1以下で述べる主張が、段階的な避難等を前提とする原子力災害対策指針の防護措置の考え方を踏まえ、一斉避難を前提とした場合の避難計画の個別の問題点を縷々主張しているものに過ぎず、防災基本計画及び原子力災害対策指針が基本理念として示す「減災」の考え方に照らしても、女川地域の緊急時対応を確認ないし了承した女川地域原子力防災協議会ないし原子力防災会議の判断に看過し難い過誤や欠落があることや、原子力災害対策指針に照らし、女川地域の緊急時対応が具体性ないし合理性を欠くことが明らかであることを主張立証するものになっていないことについて述べる。

(1) 原子力災害対策の意義について

我が国の災害対策の根幹をなし、防災分野の最上位計画にあたる防災基本計画（乙第10号証）の意義等については、一審答弁書のⅢの第8の2（1）イ（110頁～111頁）及び同（2）イ（113頁）で記載しているが、防災基本計画では、放射性物質を異常に放出するような事故が発生した場合の原子力災害を含む各種災害について、「災害の発生を完全に防ぐことは不可能であるが、衆知を集めて効果的な災害対策を講じるとともに、国民一人一人の自覚及び努力を促すことによって、できるだけその被害を軽減していくことを目指すべきである。」、「災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る『減災』の考え方を防災の基本理念とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、さまざまな対策を組み合わせることで災害に備え、災害時の社会経済活動への影響を最小限にとどめなければならない。」（乙第10号証（1頁～2頁））とされており、災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることを前提として「減災」が防災の基

本理念であると明記されている。

上記の基本理念を踏まえ、国及び地方公共団体は、それぞれの責務に従い、各方面において減災に係る施策を講じることになるが、「災害の発生を完全に防ぐことは不可能」であるが故に、その施策には限りがない。

このため、災害対策にあたっては、防災基本計画において、「本計画が『防災に関する基本的な計画』としての使命を確実に果たしていくため、中央防災会議は、本計画の実施状況並びにこれに基づく防災業務計画及び地域防災計画の作成状況及び実施状況を定期的に把握するとともに、防災に関する学術的研究の成果や発生した災害の状況等に関する検討と併せ、その時々における防災上の重要課題を把握し、これを本計画に的確に反映させていくものとする。」

(乙第10号証(8頁))としており、実効性をより高めるための不断の見直しを欠かすことはできず、その不断の見直しにあたっては、減災に資する知見、訓練等によって得られた教訓、地域住民の理解ないし情報共有といった様々な事項が考慮されることになる。

避難計画を含む原子力災害対策についても、一審答弁書のⅢの第8の2(2)ウ(113頁～114頁)において述べたとおり、その特殊性に鑑み、災害対策基本法に基づく防災基本計画の一部としての「防災基本計画(原子力災害対策編)」に加え、原子力規制委員会によって原子力災害対策の実施に必要な専門的・技術的事項を規定した原子力災害対策指針が制定されているが、原子力災害対策指針についても「防災基本計画に適合」するものとされており(原子力災害対策特別措置法第6条の2第1項)、「そもそも防災とは、新たに得られた知見や把握できた実態等を踏まえ、実効性を向上すべ

く不断の見直しを行うべきものである。本指針についても、このような観点から、今後の検討結果に加えて、地方公共団体の取組状況や防災訓練の結果等を踏まえ継続的な改定を進めていくものとする。」(乙第11号証(81頁))ことが明記されている。

以上のとおり、原子力災害においては、防災基本計画及び原子力災害対策指針がその基本理念として示すとおり、他の災害と同様に災害の発生そのものを完全に防ぐことは不可能であるとした「減災」の考え方に立って、不断の見直しを前提とする措置が講じられるが、どこまでの措置を講じれば、上記の責務が果たされることになるかをあらかじめ決めることは困難であるから、かかる継続的検討を行うことによって、国、地方公共団体等の負う責務が果たされることとなる。

(2) 女川地域の緊急時対応作成までの検討状況について

女川地域の緊急時対応(乙第1号証)に係る計画の内容については、一審答弁書のⅢの第8の4(122頁～127頁)において述べたとおりであるが、同計画が作成されるまでの女川地域原子力防災協議会等における検討状況について、以下のとおり補足する。

本件発電所に係る女川地域の緊急時対応については、地方公共団体が定める「地域防災計画〔原子力災害対策編〕」に加え、本件発電所から概ね30km圏内の市町の避難計画等に定められており、これらを取りまとめたものとして、女川地域の緊急時対応(乙第1号証)が作成されている。

女川地域の緊急時対応については、平成27年5月15日に第1回女川地域原子力防災協議会作業部会(以下「女川地域原子力防災協議会作業部会」のことを「作業部会」という。)が開催され、女川地域原子力防災協議会及び作業部会の体制構築に向けた検討が開

始された（甲B第16号証の5の19）。

平成28年4月28日の第2回作業部会では、女川地域原子力防災協議会及び作業部会の体制が確認されるとともに、女川地域の緊急時対応の作成にあたり必要な基本確認項目等が共有化され、取りまとめ作業が開始された（甲B第16号証の5の20）。

平成28年7月6日の第3回作業部会では、避難計画充実化に向けた今後の進め方として、緊急時対応の検討の進め方について説明が行われるとともに、緊急時対応の作成上、必要となる人口等の基礎データの整備にあたって、市町、宮城県、国の役割分担、作業の進め方について共通認識が得られた（甲B第16号証の5の21）。

平成29年2月10日の第4回作業部会では、作業部会における検討課題の検討状況として、地域別人口、一時集合場所、避難所、医療施設、福祉施設等の基礎的情報の整備状況の確認及び医療施設、福祉施設の避難計画整備に係る宮城県の取組みの報告並びにPAZにおける安定ヨウ素剤の配布状況の報告等が行われた。また、女川地域における避難計画充実化に向けた課題として、女川地域全市町の避難計画の策定を見据え、女川地域の緊急時対応の検討をさらに推進する観点から、女川オフサイトセンターの再建、女川地域の離島及び半島部並びに沿岸部の避難方法の具体化等の課題について検討を進めることとなった（甲B第16号証の5の1）。

平成29年4月26日の第5回作業部会では、作業部会における検討課題の検討状況として、離島及び半島部の防護対策の方針の検討、住民の避難手段の確保、放射線防護対策施設の拡充及び女川オフサイトセンターの整備等、比較的検討に時間を要すると見込まれる重点項目等を明確にするとともに、被災地の復興状況の推移等を踏まえた課題となる事項が共有された。また、今後の進め方として、

重点項目を主要議題として作業部会で検討するとともに、関係機関の調整等、作業部会の会合の場以外においても個別に検討を実施することとなった（甲B第16号証の5の2）。

平成29年6月9日の第6回作業部会では、離島及び半島部（PAZ及び準PAZ）の防護対策の方針について、他地域の緊急時対応の事例が紹介され、女川地域においても他地域の事例を参考に具体的な検討を進めることとなった。また、住民避難時の輸送手段の確保等、作業部会で検討すべき主要な課題の検討状況の進捗報告が行われた（甲B第16号証の5の3）。

第7回から第11回の作業部会では、女川地域の計画充実化に向けた検討状況について審議されており、平成29年11月8日の第7回作業部会では、PAZ及び準PAZで必要となる輸送能力の算出・確保、放射線防護対策施設の充実等の主要な課題に関する作業スケジュールの確認、検討が行われた（甲B第16号証の5の4）。

平成29年12月25日の第8回作業部会では、PAZ及び準PAZの対応、医療機関、社会福祉施設の避難及び避難退域時検査場の選定等に係る検討状況について説明が行われるとともに、女川地域の緊急時対応は、他地域の緊急時対応の記載内容を参考に具体的な検討を進めることとなった（甲B第16号証の5の5）。

平成30年2月14日の第9回作業部会では、内閣府及び宮城県がUPZ内市町を直接訪問し避難計画充実化に係る意見交換をした際の概要、女川地域の緊急時対応の作成作業に向けた各市町への確認・調整事項、宮城県と宮城県バス協会との調整状況と今後の予定、社会福祉施設等の避難計画策定に向けた取組状況並びに避難退域時検査場所及びUPZにおける安定ヨウ素剤緊急配布の方針等について説明が行われた（甲B第16号証の5の6）。

平成30年3月19日の第10回作業部会では、女川地域の緊急時対応骨子案を踏まえた確認・調整事項に係る対応状況及び今後の予定、緊急時対応策定に向けた基礎データの時点修正等、関係市町等と調整が必要な課題の説明が行われ、出席者間で意見交換も行われた（甲B第16号証の5の7）。

平成30年4月26日の第11回作業部会では、女川地域の緊急時対応骨子案を踏まえた確認・調整事項の説明、今後の作業予定の確認、宮城県と宮城県バス協会との調整状況や避難退域時検査場所の検討状況の報告等が行われた（甲B第16号証の5の8）。

平成30年5月25日の第12回作業部会では、PAZ及び準PAZにおける離島及び半島部の孤立化対策、PAZ及び準PAZにおける避難手段の確保等について報告等が行われた（甲B第16号証の5の9）。

平成30年9月5日の第13回作業部会では、宮城県と関係団体（宮城県バス協会、船舶事業者、高速道路管理者等）との調整状況や、避難経路の確定状況等について報告が行われた（甲B第16号証の5の10）。

平成30年12月21日の第14回作業部会では、UPZの避難経路及び避難退域時検査場所候補地、平成30年度原子力防災訓練の概要等、女川地域における原子力防災の検討状況について報告等が行われた（甲B第16号証の5の11）。

令和元年5月8日の第15回作業部会では、女川地域の計画充実化に向けた主な課題等の確認や、平成30年度宮城県原子力防災訓練の実施結果の概要の説明等が行われた（甲B第16号証の5の12）。

令和元年6月13日の第16回作業部会では、女川地域の計画充

実化に向けた宮城県の検討状況として、避難退域時検査場所候補地、輸送関係事業者との調整状況や女川オフサイトセンターの建築工事進捗状況の説明等が行われた（甲B第16号証の5の13）。

令和元年8月8日の第17回作業部会では、PAZ内の施設敷地緊急事態における対応として、宮城県、女川町及び石巻市における初動対応、児童等・在宅の避難行動要支援者・観光客等一時滞在者の避難、輸送能力の確保等を中心に基本的対応方針を取りまとめ、今後、具体的に検討することとした（甲B第16号証の5の14）。

令和元年8月29日の第18回作業部会では、PAZ内の全面緊急事態における対応として、住民の避難、輸送能力の確保、避難を円滑に行うための対応策、自然災害等により避難先施設が被災した場合の避難先施設の調整等を中心に基本的対応方針を取りまとめ、今後、具体的に検討することとした（甲B第16号証の5の15）。

令和元年9月19日の第19回作業部会では、準PAZ内（牡鹿半島）における対応として、宮城県、石巻市における初動対応、児童等・医療機関・社会福祉施設・在宅の避難行動要支援者・観光客等一時滞在者の避難、輸送能力の確保、自然災害時等における避難を中心に基本的対応方針を取りまとめ、今後、具体的に検討することとした（甲B第16号証の5の16）。

令和元年10月24日の第20回作業部会では、準PAZ内（離島）における対応として、離島における初動対応、在宅の避難行動要支援者・観光客等一時滞在者の避難、輸送能力の確保、離島の生活物資等の備蓄・供給体制を中心に基本的対応方針を取りまとめ、今後、具体的に検討することとした。また、女川地域の緊急時対応のうち、PAZ内の施設敷地緊急事態における対応及びPAZ内の全面緊急事態における対応について、基本的対応方針に沿って作成

された案が提示された（甲B第16号証の5の17）。

令和元年11月19日の第21回作業部会では、UPZ内における対応として、一時移転等に備えた対応、医療機関・社会福祉施設・在宅の避難行動要支援者・観光客等一時滞在者の対応等、住民の一時移転等及び輸送能力の確保を中心に基本的対応方針を取りまとめ、今後、具体的に検討することとした。また、女川地域の緊急時対応のうち、準PAZ内の牡鹿半島における対応について、基本的対応方針に沿って作成された案が提示された（甲B第16号証の5の18）。

令和2年1月9日の第22回作業部会では、女川地域の緊急時対応のうち、準PAZ内の離島における対応及びUPZ内における対応について、基本的対応方針に沿って作成された案が提示された。また、令和元年度宮城県原子力防災訓練の実施結果の概要の説明が行われた（甲B第16号証の5の22）。

令和2年2月18日の第23回作業部会では、女川地域の緊急時対応のうち、UPZ内における対応について、基本的対応方針に沿って作成された案が提示された。また、女川地域の緊急時対応の概要案について説明が行われ、これに沿って、引き続き、女川地域の緊急時対応の作成を進めることが出席者間で共有された（甲B第16号証の5の23）。

以上のような検討を経て、令和2年3月23日の第24回作業部会において、女川地域の緊急時対応について、作業部会としての検討結果が取りまとめられた（甲B第16号証の5の24）。そして、同月25日に開催された第1回女川地域原子力防災協議会において、女川地域の緊急時対応について、原子力災害対策指針等に照ら

し、具体的かつ合理的であることが確認された（甲B第16号証の10）。

その後、新型コロナウイルス感染症等の流行下における各種防護措置の具体化等により、緊急時対応のより一層の具体化・充実化を図る観点から改定作業が行われ、令和2年6月5日の第25回作業部会において感染症の流行下における各種防護措置の具体化について説明が行われ、参加機関からの了承が概ね得られ（甲B第16号証の5の25）、同月16日の第26回作業部会において改定内容の検討結果が取りまとめられた（甲B第16号証の5の26）。そして、同月17日に開催された第2回女川地域原子力防災協議会において、女川地域の緊急時対応のより一層の具体化・充実化を図るものとして、女川地域の緊急時対応の改定を行うことが確認された（甲B第16号証の5の33）。

これらの検討を経て、令和2年6月22日に開催された第10回原子力防災会議において、上記協議会で確認した内容を報告し了承されている（甲B第41号証の1）。

以上のとおり、女川地域の緊急時対応（乙第1号証）は、計26回の作業部会を経て、女川地域原子力防災協議会において、原子力災害対策指針等に照らし、具体的かつ合理的であることが確認され、また、原子力防災会議において、上記協議会で確認した内容を報告し了承されている。

（3）女川地域の緊急時対応に係る計画の内容等に関する補足について

女川地域の緊急時対応（乙第1号証）に係る計画の内容については、一審答弁書のⅢの第8の4（122頁～127頁）において述べたとおりであるが、同計画の内容等について、以下のとおり補足する。

ア 原子力災害対策指針が定める緊急事態の防護措置（緊急時活動レベル（EAL））について

一審答弁書のⅢの第8の4（2）（123頁～124頁）において、女川地域の緊急時対応における住民避難に係る基本的な流れについて述べており、その中で原子力災害対策指針が定める緊急事態（警戒事態、施設敷地緊急事態、全面緊急事態）について触れているが、その点について以下のとおり補足する。

緊急事態の初期対応段階では、情報収集により事態を把握し、原子力施設の状況や当該施設からの距離等に応じて、防護措置の準備やその実施を適切に進めることが重要となる。

このような対応を実現するため、原子力災害対策指針は、原子力施設の状況に応じて、緊急事態を「警戒事態」、「施設敷地緊急事態」及び「全面緊急事態」の3つに区分している。

そして、これらの緊急事態区分に該当する状況であるか否かを判断するための基準として、原子力施設の状況等に基づき緊急時活動レベル（EAL）が設定されており（甲B第16号証の7の3の1（6頁～8頁、18頁～50頁）、乙第11号証（6頁～8頁、18頁～44頁））、女川地域の緊急時対応においても、これらの内容を提示した上で、緊急事態区分に応じた具体的内容が記載されている（乙第1号証（10頁～12頁等））。

（ア）警戒事態について

警戒事態とは、その時点では公衆への放射線による影響やそのおそれが緊急のものではないが、原子力施設における異常事象の発生またはそのおそれがあるため、情報収集や、緊急時モニタリングの準備、施設敷地緊急事態要避難者を対象とした避難等の予防的防護措置の準備を開始する必要がある段階のこ

とをいう（甲B第16号証の7の3の1（7頁）、乙第11号証（7頁））。

（イ）施設敷地緊急事態について

施設敷地緊急事態とは、原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性のある事象が生じたため、原子力施設周辺において緊急時に備えた避難等の予防的防護措置の準備を開始する必要がある段階のことをいう（甲B第16号証の7の3の1（7頁～8頁）、乙第11号証（7頁～8頁））。

（ウ）全面緊急事態について

全面緊急事態とは、原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性が高い事象が生じたため、重篤な確定的影響を回避しまたは最小化するため、及び確率的影響のリスクを低減するため、迅速な防護措置を実施する必要がある段階のことをいう（甲B第16号証の7の3の1（8頁）、乙第11号証（8頁））。

イ 緊急事態における対応体制について

（ア）被控訴人から国、地方公共団体等への通報について

異常事態の把握及び緊急事態応急対策として、原子力施設の周辺に放射性物質もしくは放射線の異常な放出またはそのおそれがある場合には、まず、原子力事業者である被控訴人が、施設の状況等に基づき該当する緊急事態区分を判断し、国、宮城県、関係市町等に対して緊急事態の通報を行う（乙第1号証（14頁）、甲B第16号証の7の3の1（69頁）、乙第11号証（65頁））。

（イ）宮城県及び関係市町の対応体制について

宮城県及び関係市町は、警戒事態が発生した段階で警戒本部

を設置し、施設敷地緊急事態が発生した段階で災害対策本部を設置する。関係市町の警戒本部では、要員参集、情報収集・連絡体制の構築、住民等に対する情報提供を始め、宮城県、女川町及び石巻市は、P A Z 及び準 P A Z における施設敷地緊急事態要避難者の避難準備を開始する。

具体的には、警戒事態の段階で、宮城県は、宮城県庁に警戒本部を設置し、要員約 40 名が参集するとともに、女川町及び石巻市は、各役場、役所に警戒本部を設置し、女川町約 50 名、石巻市約 470 名が参集し、事態の進展に応じ、応急対策に必要な人数を増員する。

また、警戒事態の段階で、宮城県、女川町及び石巻市は、施設敷地緊急事態要避難者の避難準備のため、一時集合場所、小・中学校に避難用車両等の手配を開始するとともに、避難誘導責任者を一時集合場所に速やかに配置し、一時集合場所の開設準備を開始する（乙第 1 号証（13 頁、23 頁、59 頁））。

（ウ） 国の対応体制について

国は、女川町及び石巻市において震度 5 弱以上の地震の発生を認知した場合（警戒事態の前段階から）、原子力規制庁及び内閣府（原子力防災担当）の職員が参集し、女川オフサイトセンター及び原子力規制庁緊急時対応センター（E R C）に原子力規制委員会・内閣府合同情報連絡室を立ち上げ、情報収集活動を開始する。

警戒事態に至った場合、原子力規制委員会・内閣府合同情報連絡室は原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同警戒本部に移行し、現地への要員搬送や緊急時モニタリングの準備を開始する。

そして、施設敷地緊急事態に至った場合、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部を設置するとともに関係省庁事故対策連絡会議を開催し、対応することとなる。また、内閣府副大臣及び国の職員を現地オフサイトセンター等へ派遣するとともに緊急時モニタリングセンター（EMC）を設置する。

さらに、全面緊急事態に至った場合、原子力災害対策本部及び原子力災害現地対策本部を設置するとともに、宮城県・市町等のメンバーからなる合同対策協議会を開催し、相互協力のための調整を行いつつ対応する（乙第1号証（14頁））。

（エ）住民への情報伝達体制について

防護措置（避難、屋内退避、一時移転、安定ヨウ素剤の服用指示等）が必要になった場合は、国の原子力災害対策本部等から、宮城県及び関係市町に、その内容をTV会議等を活用し迅速に情報提供する。関係市町は、防災行政無線、広報車等を活用し、住民へ情報を伝達する。

女川町及び石巻市は、防災行政無線、緊急速報メールサービス、広報車等を活用し、住民へ情報を伝達する。また、一時集合場所に派遣された女川町及び石巻市の職員は、衛星携帯電話や移動系防災行政無線等により、女川町及び石巻市と情報を共有する。さらに、消防団や住民自治組織（地域会・町内会）は、住民の避難等の状況を確認し、一時集合場所に派遣された女川町及び石巻市の職員と避難者の状況や避難誘導體制等の情報を共有する（乙第1号証（18頁、24頁、60頁））。

なお、後述するとおり、令和5年12月26日改定の女川地域の緊急時対応においては、上記に加えて、宮城県災害対策本部等では、スマートフォン対応の避難支援アプリを活用して防

防護措置（避難、屋内退避、一時移転、安定ヨウ素剤の服用指示等）に関する情報を住民に伝達することになっている（乙第12号証（19頁等））。

ウ 住民の避難について

住民避難に係る基本的な流れは、一審答弁書のⅢの第8の4（2）（123頁～124頁）において述べたとおりであるが、原子力災害対策指針を踏まえて女川地域の緊急時対応に記載されているPAZ、準PAZ、UPZの区域ごとの住民避難の具体的内容について、以下（ア）ないし（エ）のとおり補足する。

また、控訴人らの第3準備書面の主張は、「検査場所を開設できない」及び「バスの確保と配備ができない」という主張であるが、いずれの主張も、放射性物質を異常に放出するような事故発生時に住民が一斉避難することを前提としていると考えられる。

女川地域の緊急時対応に記載されているUPZ内における具体的な対応については、後記（エ）で述べているとおりであるが、これらの対応は、原子力災害対策指針の防護措置の考え方（乙第11号証（17頁の図1、65頁の第3（2）、67頁～69頁の第3（5）①及び②））を踏まえたものである。そして、後記（エ）で述べるUPZ内における具体的な対応は、緊急時モニタリングによる測定結果から対象地区を特定して段階的に一時移転等を実施することになっていることから（なお、防災基本計画も段階的な一時移転等を前提としている。乙第10号証（289頁～291頁））、住民が一斉避難することを前提とする控訴人らの主張は、その前提それ自体が誤っていることが明らかである。

なお、控訴人らは、UPZ内の住民であるため（控訴人ら第3準備書面（3頁）、甲B第34号証の1ないし16）、後記（エ）

に記載されている対応を行うことになる。

(ア) P A Z内における対応について

P A Z内においては、警戒事態に至った場合、女川町及び石巻市は住民広報、一時集合場所の開設準備を行い、宮城県は住民避難用バス等を手配するため、宮城県バス協会等に準備要請を行う。また、宮城県、女川町及び石巻市は避難所受付ステーションの開設準備要請を行うとともに、女川町及び石巻市は職員を避難所受付ステーションに派遣する。一方、施設敷地緊急事態要避難者は、避難準備等を行う（乙第1号証（25頁））。

施設敷地緊急事態に至った場合、女川町及び石巻市は、住民へ避難準備の周知を行う。一方、施設敷地緊急事態要避難者のうち、支援者が同行することで避難可能な者等はあらかじめ定められた避難所受付ステーションを経由して避難先へ避難を開始する。なお、避難の実施により健康リスクが高まる者は、輸送等の避難準備が整うまで近傍の放射線防護対策施設等において屋内退避を実施する（乙第1号証（25頁、40頁等））。

全面緊急事態に至った場合、女川町及び石巻市は住民に避難を指示する。自家用車等で避難する住民は避難所受付ステーションを経由して避難所へ移動する。バス等により避難する住民は、一時集合場所に集合し、その後、避難所受付ステーションを経由して避難先へ避難する（乙第1号証（25頁））。

なお、後述するとおり、令和5年12月26日改定の女川地域の緊急時対応においては、避難支援アプリで避難所の案内を受け取ることにより、避難所受付ステーションを経由せず、直接、避難先へ移動することが可能となっている（乙第12号証（19頁、24頁、26頁、62頁、80頁、104頁等））。

(イ) 準P A Z内の牡鹿半島における対応について

本件発電所から南へ5 k m離れた牡鹿半島内の地区では、放射性物質放出後に緊急時モニタリング結果を踏まえU P Zによる一時移転等を実施する際、陸路により牡鹿半島を北上し、P A Z内を通過しなければ避難ができないことから、当該地区を準P A Zとし、全面緊急事態には住民の避難を開始するなどの防護措置を講じる（乙第1号証（58頁））。

なお、警戒事態、施設敷地緊急事態、全面緊急事態における各対応は、前記(ア)のP A Z内における対応と同様である（乙第1号証（61頁））。ただし、施設敷地緊急事態、全面緊急事態においては、本件発電所や周辺の道路・港湾等の状況に応じ、多様な対応（陸路避難、海路避難、空路避難、放射線防護対策施設等において屋内退避）をとることとしている（乙第1号証（74頁～76頁））。

(ウ) 準P A Z内の離島における対応について

牡鹿半島周辺の4つの離島（女川町江島、石巻市田代島・網地島・金華山）については、島外への避難の際、本件発電所近傍を通る海路避難や、牡鹿半島内の港に上陸後、P A Z内を通過する陸路避難も考えられることから、準P A Zとする。原子力災害時の防護措置として、島外避難が必要となった場合は海路により避難を実施し、また複合災害や悪天候等により島外避難ができない場合は、避難の準備が整うまでの間、島内の放射線防護対策施設等において屋内退避を継続する（乙第1号証（78頁））。

なお、警戒事態、施設敷地緊急事態、全面緊急事態における各対応は、避難の移動方法として女川港及び石巻港等まで船舶

を使用すること以外は、前記（ア）のP A Z内における対応と同様である（乙第1号証（83頁））。

（エ）UPZ内における対応について

UPZ内では、全面緊急事態に至った場合、P A Z内や準P A Z内のように放射性物質の放出前の段階においては、予防的防護措置として即時避難をすることはなく、屋内退避を開始する。

その後、緊急時モニタリングの結果を踏まえて、空間放射線量率が基準値を超過した場合には、一時移転等が必要な区域を特定し、当該区域の住民の一時移転等を行う。

以下、放射性物質放出後の緊急時モニタリングの実施体制について説明した上で、一時移転等の具体的な対応について説明する。

a 緊急時モニタリングの実施体制について

国は、施設敷地緊急事態に至った段階で、宮城県内に緊急時モニタリングセンター（EMC）を設置する（乙第1号証（149頁））。

本件発電所周辺の関係市町に、人口分布等を考慮して緊急時モニタリング地点70地点を設定し、このうちUPZ内52局、準P A Z内7局、P A Z 1.1局で防護措置の実施判断に係る連続測定を実施し、この他、国の測定局においても空間放射線量率を測定する（乙第1号証（150頁））。以下、本項に記載している地点、局等の数は、乙第1号証作成当時のもの。

宮城県における環境放射線モニタリング体制として、モニタリングステーション17局で、本件発電所周辺地域の放射

線量等を測定し、当該測定装置は電源等の喪失が発生しても測定や伝送が中断しないよう、非常用電源や通信回線の強化を実施している。万一、モニタリングステーションなどが使えなくなった場合に備えるとともに、可搬型モニタリングポストを5台整備している。電子線量計49台で放射線量を測定するとともに、大気モニタ19局、オートサンプルチェンジャー付きヨウ素サンプラ5局で、大気中の放射性物質濃度を測定する。また、放射線量、放射性物質濃度を測定する測定装置や機材を搭載したモニタリングカー等を配備している（乙第1号証（151頁））。

緊急時モニタリングの結果は、緊急時放射線モニタリング情報共有・公表システムにより集約、緊急時モニタリングセンター等の関係機関と共有し、防護措置の実施判断に係る検討に活用するとともに、原子力規制委員会のホームページにより公表する（乙第1号証（152頁））。

宮城県では、緊急時モニタリング計画を策定しており、国は、施設敷地緊急事態に至った際に、緊急時モニタリング計画を参照して緊急時モニタリング実施計画を定めるほか、事態の進展に応じた同実施計画の改定等を行う（乙第1号証（153頁））。

被控訴人においても、モニタリングポスト（6台）等で、本件発電所の敷地境界付近の空間放射線量率や放射性物質濃度を測定するほか、緊急時モニタリングのための可搬型モニタリングポスト、モニタリングカー及びサーベイメータ等を搭載した車両の配備等を行うほか、緊急時モニタリングセンターに人員を派遣し、必要な協力を行うこととしている

(乙第1号証(156頁))。

b 運用上の介入レベル(OIL)に基づく対応について

放射性物質の放出に至った場合、放射性プルームが通過している間に屋外で行動するとかえって被ばくのリスクが増加するおそれがあるため、屋内退避を継続する。

その後、国の原子力災害対策本部が、緊急時モニタリングの結果に基づき、空間放射線量率が基準値を超える区域を特定する。OIL1に該当する $500\mu\text{Sv/h}$ 超過の区域については数時間内を目途に特定し、その場合、当該特定された地域の住民は、速やかに避難等(移動が困難な者の一時屋内退避を含む)を行う。また、OIL2に該当する $20\mu\text{Sv/h}$ 超過の区域については1日内を目途に特定し、その場合、当該特定された地域の住民は、1週間程度内に一時移転を行う。一時移転等の対象区域以外は、原子力災害対策本部の指示があるまで屋内退避を継続する(乙第1号証(12頁、98頁~99頁))。

c 一時移転等の方法について

(a) 一時移転等に備えた関係者の対応について

宮城県及び関係市町は、警戒事態で警戒本部等を設置し、施設敷地緊急事態で災害対策本部に移行する。関係市町は、対象となる各地区に職員を配置し、宮城県は、住民の一時移転等に備え、宮城県バス協会等にバスの派遣準備を要請する(乙第1号証(100頁))。

(b) 一時移転等を行う際の情報伝達について

一時移転等の指示は、国の原子力災害対策本部から、宮城県及び関係市町に対し、TV会議システム等を用いて伝

達し、宮城県、関係市町、関係機関から、住民等に対してあらゆる情報発信手段を活用して必要な情報を伝達する（乙第1号証（101頁））。

(c) UPZ内住民の一時移転等について

UPZ内住民の一時移転等実施の際は、国の原子力災害対策本部、宮城県及び県内市町村が、住民を安全かつ円滑に一時移転等させるため、実施に係る実務（避難先施設の準備、避難経路の確認、輸送手段の確保、避難退域時検査及び簡易除染の実施体制、地域ごとの一時移転等開始時期など）の調整を行った上で、一時移転等を開始する。

UPZ内住民の一時移転等は、UPZ内関係市町の避難計画に基づき行い、緊急時モニタリングの結果や、避難経路や避難先の被災状況等、何らかの理由で予定していた避難先が使用できない場合には、宮城県は県内市町村と調整して、他の避難先の調整を行う。仮に宮城県内において避難先施設が確保できない場合には、国、全国知事会、災害時応援協定を締結している東北各県等と調整を行う（乙第1号証（103頁））。

避難先については、関係市町毎に避難先を定めており、例えば女川町では栗原市、石巻市は仙台市ほか複数の避難先を定めている（乙第1号証（104頁～105頁））。

また、関係市町は、地域毎にあらかじめ複数の避難経路を設定しており、自然災害等によりその避難経路が使用できない場合は、他の経路により避難を実施する（乙第1号証（111頁～131頁））。

UPZ内の医療機関、在宅の避難行動要支援者の一時移

転等については、宮城県災害対策本部において受入先となる病院、福祉避難所等を関係機関と調整する（乙第1号証（107頁～109頁））。

エ 支援体制について

一審答弁書のⅢの第8の4（3）ア（124頁～126頁）において述べたとおり、女川地域の緊急時対応では、他の関係地方公共団体、関係機関等から支援を受けることができるよう体制が確立されている。

（4）訓練等及び女川地域の緊急時対応の改善について

女川地域の緊急時対応（乙第1号証）作成以降も、新たに得られた知見、把握できた実態や防災訓練等の結果を踏まえ、不断の見直しが行われてきている。

以下、訓練等の状況及びそれを踏まえて令和5年12月26日に行われた女川地域の緊急時対応の改定について述べる。

ア 訓練等について

一審答弁書のⅢの第8の4（3）イ（126頁～127頁）において述べたとおり、原子力防災訓練には、原子力災害対策特別措置法に基づき国が主体となって行う原子力総合防災訓練と災害対策基本法等に基づき道府県が主体となって実施する訓練がある。

原子力災害の発生時においては、限られた時間内に得られる確実性の高い情報に基づき住民等の防護措置を的確かつ迅速に講ずることが必要である。原子力災害対策を円滑かつ有効に実施するためには、緊急事態応急対策に従事する者は、常時、各種の緊急対応の発生を想定しつつ自らの業務に習熟することが必要であり、原子力災害対策に関する訓練を受けることが重要である。

また、訓練を通じて、防災計画、施設・設備・機器の機能、対策の準備状況、対応者の判断能力等の全体的な実効性を確認するとともに、防災体制の改善を図ることが必要である（乙第11号証（63頁～65頁））。

以下では、本件発電所を対象として至近に実施された訓練の概要について述べる。

（ア）国の原子力総合防災訓練について

原子力災害対策特別措置法第13条第1項に基づき、国が主体となって実施する原子力総合防災訓練は、原子力災害発生時の対応体制を検証することを目的として、国、地方公共団体、原子力事業者等が合同で実施する訓練で、対象地域、発電所を巡回しながら、毎年実施されている。本件発電所を対象とした訓練については、至近では令和3年度原子力総合防災訓練として、令和4年2月10日から12日の3日間にわたって行われた。参加機関は国の機関など130機関、参加人数は約2700人にもものぼる非常に大規模な訓練が実施された（乙第14号証（2～3頁））。

a 訓練の目的について

令和3年度原子力総合防災訓練は、以下を訓練目的として実施した（乙第14号証（2頁））。

- ・国、地方公共団体及び原子力事業者における防災体制や関係機関における協力体制の確認
- ・原子力緊急事態における中央と現地の体制やマニュアルに定められた手順の確認
- ・女川地域の緊急時対応に定められた避難計画の検証
- ・訓練結果を踏まえた教訓事項の抽出、緊急時対応等の検討

- ・原子力災害対策に係る要員の技能の習熟及び原子力防災に関する住民理解の促進

b 訓練の想定について

本訓練では、自然災害（地震及び津波）と原子力災害との複合災害による事態への対応の検証のため、複合災害を訓練想定として設定するとともに、本件2号機において、設計基準対象施設及び重大事故等対処設備等（緊急安全対策設備含む）が故障等により機能せず、全面緊急事態に至る事象を想定した（乙第14号証（4頁））。

c 訓練の内容について

事態の進展に応じて、初動対応に係る訓練から全面緊急事態を受けた実動訓練まで、以下に示す3項目を重点項目として実施した（乙第14号証（4～5頁））。

(a) 迅速な初動体制の確立について

国、地方公共団体及び原子力事業者において、それぞれの初動体制の確立に向け、要員参集及び現状把握を行い、TV会議システム等を活用し、関係機関相互の情報共有を図った。また、内閣府副大臣（原子力防災担当）、国の職員及び専門家を、女川オフサイトセンター（緊急事態応急対策等拠点施設）、東北電力株式会社本店（原子力施設事態即応センター）等に派遣した。

(b) 中央と現地組織の連携による防護措置の実施等に係る意思決定について

首相官邸、原子力規制庁緊急時対応センター、女川オフサイトセンター、宮城県庁等の各拠点において、緊急時の対応体制を確立した。自然災害及び原子力災害の複合災害

の発生を想定し、中央において自然災害及び原子力災害に係る両本部の合同会議を開催するとともに、現地組織も含めた情報共有、意思決定、指示・調整を一元的に行った。あわせて、防護措置の実施等に関する意思決定を行い、決定した内容について対象となる地方公共団体への指示等を実施した。

(c) 県内への住民避難、屋内退避等について

以下の訓練を実施した。なお、避難訓練の実施にあたっては、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、自治体職員が住民役を代行して行った。

①施設敷地緊急事態及び全面緊急事態を受けて、民間輸送機関等の支援を受けつつ、P A Zや準P A Z内の住民の避難を行った。また、U P Z内の住民について屋内退避を実施するとともに、屋内退避の意義等の理解促進を図った。

②緊急時モニタリング実施計画に基づき、緊急時モニタリングを実施した。

③放射性物質の放出を想定し、運用上の介入レベル(O I L)の基準に基づき、O I L 2の基準を超過したことに伴い、U P Z内の一部地域の住民について、安定ヨウ素剤の緊急配布、一時移転、避難退域時検査等を実施した。

d 訓練後の取り組みについて

今回の訓練の結果等を踏まえ、女川地域原子力防災協議会における検討を通じた女川地域の緊急時対応の改定や、各種計画・マニュアル類の改善等を進めていくこととした。

また、今回の訓練では十分に実施できなかった項目をはじめ

め、訓練項目や訓練方法のさらなる充実・高度化を図り、原子力防災に係る訓練が、より実践的な訓練となるよう不断の見直しを進めていくこととした。(乙第14号証(84頁))

(イ) 宮城県等が実施する訓練について

一審答弁書のⅢの第8の4(3)イ(イ)(127頁)において述べたとおり、宮城県は、「宮城県地域防災計画〔原子力災害対策編〕」に基づき、昭和58年度から原則毎年、原子力防災訓練を実施している。

本件発電所を対象とした訓練については、令和4年度宮城県原子力防災訓練として、個別の訓練の充実化や制度の向上を重点的に図るため、住民避難訓練、女川オフサイトセンター運営訓練、宮城県災害対策本部運営訓練の3回に分けて以下のとおり実施している(乙第15号証)。また、令和6年1月20日に実施された令和5年度宮城県原子力防災訓練では、後述する令和5年12月26日改定後の女川地域の緊急時対応を踏まえて以下のとおり訓練を実施している(乙第16号証)。

a 令和4年度宮城県原子力防災訓練の概要について

(a) 住民避難訓練について

令和4年10月29日、宮城県、女川町、石巻市、登米市、東松島市、涌谷町、美里町、南三陸町が主催し、国、宮城県、警察本部、関係市町、自衛隊等及び被控訴人を含む29機関が参加し、参加者数は約900人(うち住民参加者数約300人、関係機関等約600人)であった。

訓練では、令和元年度以来となる住民参加型の避難訓練が実施され、避難退域時検査場所における検査の手順や住民が実際の避難ルートを通過し、避難所に到着するまでの

一時移転の流れが確認された。また、2箇所の避難所では避難時間短縮を目的とした避難支援アプリの実証訓練も併せて行われた。

(b) 女川オフサイトセンター運営訓練について

令和4年12月21日、国、宮城県、女川町、石巻市、登米市、東松島市、涌谷町、美里町、南三陸町が主催し、国、宮城県、警察本部、関係市町、自衛隊及び被控訴人等が参加し、参加者数は約100人であった。

訓練では、国、宮城県、関係市町等で原子力災害合同対策協議会を設置し、県現地災害対策本部事務局等の関係各機関との情報共有や伝達訓練が実施された。また、前日には女川オフサイトセンター参集要員に対する原子力災害時の対応についての研修も併せて行われた。

(c) 宮城県災害対策本部運営訓練について

令和5年1月30日、宮城県、女川町、石巻市、登米市、東松島市、涌谷町、美里町、南三陸町が主催し、国、宮城県、警察本部、関係市町、自衛隊及び被控訴人等が参加し、参加者数は約200人であった。

訓練では、宮城県庁において、宮城県災害対策本部を設置し、住民防護活動等の実施に向け、国及び関係市町の災害対策本部と連携して情報収集及び各種調整等が行われた。また、災害発生想定地域にヘリコプターを派遣し、撮影した映像を宮城県災害対策本部事務局に送信し、リアルタイムで被災状況の確認を行う訓練が行われた。

b 令和5年度宮城県原子力防災訓練の概要について

令和6年1月20日、宮城県、女川町、石巻市、登米市、

東松島市、涌谷町、美里町、南三陸町が主催し、国、宮城県、警察本部、関係市町、自衛隊等及び被控訴人を含む18機関が参加し、参加者数は約530人（うち住民参加者数約160人、関係機関等約370人）であった。

訓練は、以下に示す4項目を重点事項として実施した（乙第16号証）。

(a) 女川地域の緊急時対応等に基づく手順の確認・検証について

鮎川港から塩釜港への海路避難や陸路避難も含めた避難先までの経路の確認など、女川地域の緊急時対応に取りまとめられた避難計画等に基づく、防護措置について実施手順の確認や検証を行った。

(b) 複合災害時（感染症含む）の対応の確認と実動機関との連携体制の確認について

宮城県災害対策本部と女川オフサイトセンター間の連絡調整に係る手順確認・検証など、東日本大震災の経験を踏まえ、複合災害時を想定し、初動対応、避難所や避難経路の確保、実動機関との連携等について、情報伝達方法や、対応手順を確認した。また、避難所の運営等における感染症流行時の防護対策を検証した。

(c) デジタル技術の活用による避難円滑化の推進について

避難支援アプリによる屋内退避、避難先等の通知など、住民避難等の際にデジタル技術を活用することで、避難実施の円滑化を図った。

(d) 原子力災害に関する住民の理解促進について

屋内退避訓練、避難訓練等への参加など、屋内退避・避

難等の防護措置の実践や、わかりやすい資料の提示・説明により、その重要性や手順等について住民理解の促進を図った。

(ウ) 小括

防災基本計画において、「国、地方公共団体等は、地域原子力防災協議会において確認した緊急時対応に基づき訓練を行い、訓練結果から反省点を抽出し、その反省点を踏まえて当該地域における緊急時対応の改善を図るために必要な措置を講じ、継続的に地域の防災体制の充実を図るもの」としている中（乙第10号証（258頁））、以上のとおり、国（内閣府、関係省庁）、宮城県、警察本部、関係市町、自衛隊等の関係機関及び被控訴人は、女川地域の緊急時対応に基づき訓練を行い、訓練結果から反省点を抽出し、その反省点を踏まえて緊急時対応の改善を図るために必要な措置を講じ、継続的に地域の防災体制の充実を図る取り組みを行っており、今後行うこととしている。

イ 緊急時対応の計画の改善について

今般、前記ア（ア）の令和4年2月に実施された国の令和3年度原子力総合防災訓練や、前記ア（イ）の同年10月及び令和5年1月に実施された令和4年度宮城県原子力防災訓練及び最近の検討状況等を踏まえ、令和5年12月26日開催の第3回女川地域原子力防災協議会において、女川地域の緊急時対応が改定されている（乙第12号証、乙第13号証）。改定内容及び改定経過は、以下のとおりである。

(ア) 改定内容について

令和5年12月26日改定の女川地域の緊急時対応の改定

内容の主なポイントは4項目であり、その概要は以下のとおりである（乙第17号証）。

a 避難支援アプリを活用した情報伝達体制の強化について

住民を安全かつ円滑に避難させるための情報伝達体制の強化として、避難については避難所受付ステーションを活用することとしていたが、令和4年10月に実施された宮城県原子力防災訓練の結果に基づき、避難支援アプリの活用を追加することとした。宮城県災害対策本部等では、スマートフォン対応の避難支援アプリを活用して防護措置（避難、屋内退避、一時移転、安定ヨウ素剤の服用指示等）に関する情報を住民へ伝達することとした。これにより、防護措置が必要な地域の住民は、避難支援アプリで避難所の案内を受け取ることにより、避難所受付ステーションを経由せず、直接、避難先へ移動することが可能となった（乙第12号証（19頁、24頁、26頁、62頁、80頁、104頁等））。

b 海路避難時の経由地となる港湾の追加について

P A Z 及び準 P A Z 内の住民の海路避難については、鮎川港から石巻港を経路としていたが、自然災害等により石巻港が使用できないことを想定し、令和4年10月に実施された宮城県原子力防災訓練の結果に基づき、経由地として塩釜港を追加することで、海路避難経路の多重化を図った（乙第12号証（43頁、77頁、93頁～95頁、178頁））。

c 緊急搬送時の経由地となる拠点の追加について

国の要員・資機材等を現地へ緊急搬送するにあたり、緊急搬送先を仙台空港としていたが、令和4年2月に実施された国の原子力総合防災訓練の結果に基づき、仙台空港の他に航

空自衛隊松島基地を加えることで、緊急搬送経路の多重化を図った（乙第12号証（15頁））。

d 避難退域時検査場所候補地の追加について

避難退域時検査場所の候補地については、全18箇所としていたが、令和4年11月の宮城県地域防災計画〔原子力災害対策編〕修正に基づき3箇所を追加し、合計21箇所の候補地とすることで、避難のより一層の円滑化を図った（乙第12号証（168頁））。

e その他の改定について

その他の改定として、①原子力災害時における輸送体制の強化、②教育施設統廃合による一時集合場所の見直し、③復旧復興事業等の進捗に伴う避難経路の変更、④冷却告示の対象である本件発電所1号機に係る対応の明確化（原子力災害対策重点区域の変更）等が行われた。

（イ）改定経過について

令和5年12月26日改定の女川地域の緊急時対応の作業部会等における改定経過は以下のとおりである。

前記（2）において述べたとおり、女川地域の緊急時対応は、令和2年3月25日に開催された第1回女川地域原子力防災協議会で取りまとめ・確認が行われ、同年6月17日に開催された第2回女川地域原子力防災協議会で新型コロナウイルス感染症流行下における対応を盛り込んだ改定が行われ、同月22日に開催された第10回原子力防災会議において、上記協議会で確認した内容を報告し了承されている。

その後、令和3年7月7日の第27回作業部会では、避難退域時検査場所候補地の追加として、候補地を2箇所追加するこ

とについて確認された。また、令和2年度原子力防災訓練の結果として、宮城県が令和3年1月及び3月に実施した原子力防災訓練の実施結果の概要の説明が行われた。また、災害対策基本法の改正に係る個別避難計画の作成について説明が行われた（甲B第16号証の5の27）。

令和4年1月25日の第28回作業部会では、国の令和3年度原子力総合防災訓練計画、宮城県地域防災計画の修正予定の概要等について説明が行われた（甲B第16号証の5の28）。

令和4年8月30日の第29回作業部会では、国の令和3年度原子力総合防災訓練実施成果報告書の内容、避難退域時検査場所候補地の追加として、候補地を1箇所追加することについて説明が行われた（甲B第16号証の5の29）。

令和5年6月30日の第30回作業部会では、令和4年度宮城県原子力防災訓練実施結果として、住民避難訓練、女川オフサイトセンター運営訓練、宮城県災害対策本部運営訓練の結果について説明が行われた。また、上記訓練に関する項目として、国の令和3年度原子力総合防災訓練において、何らかの理由で仙台空港が利用できず、航空自衛隊松島基地を経由地として訓練計画を想定するなど、訓練の充実化を図ることができた旨（前記（ア）cの項目。以下「項目1」という。）、令和4年度宮城県原子力防災訓練において、鮎川港から塩釜港への海路避難を実施することにより避難経路の多様化を図ることができた旨（前記（ア）bの項目。以下「項目2」という。）、避難誘導の円滑化を目的として避難支援アプリの実証試験を行った旨（前記（ア）aの項目。以下「項目3」という。）の説明が行われた。また、上記訓練以外の項目として、本件発電所1号機

が冷却告示の対象となり原子力災害対策重点区域の範囲が変更となったこと（前記（ア）e④の項目）、避難退域時検査場所の追加（前記（ア）dの項目。以下「項目4」という。）、教育施設の統廃合に伴う避難手順等の変更（前記（ア）e②の項目）等が女川地域の緊急時対応の改定項目として挙げられることについて説明が行われた。このような議論を経て、女川地域の緊急時対応の改定案件となる6つの項目が抽出されたことを踏まえ、今後、女川地域の緊急時対応の改定について検討されることとなった（甲B第16号証の5の30）。

令和5年8月8日の第31回作業部会では、女川地域の緊急時対応の改定として、緊急時対応の主な改定項目の説明が行われた後、各項目について検討が行われた。上記6項目に関する議論が行われるとともに、その他の改定項目として、女川町及び石巻市による民間船舶事業者との協定締結により輸送体制等の連携強化が図られていること（前記（ア）e①の項目）、東日本大震災に関連する復旧復興事業の進捗により道路事情の変更を避難経路等へ反映すること（前記（ア）e③の項目）の2項目が改定項目に該当する旨の説明が行われた。これらの8項目を緊急時対応の改定項目とすることについて異論はなく、次回の作業部会で共有されることとなった（甲B第16号証の5の31）。

令和5年9月6日の第32回作業部会では、女川地域の緊急時対応の改定として、第31回作業部会で出された主な改定項目の8項目の内容とこれらを緊急時対応に反映していく旨の説明が行われ、出席者の異論はなかった。また、緊急時対応の改定案について一部提示がなされ、その他の改定案を反映した

上で次回の作業部会で検討する旨の説明が行われた（甲B第16号証の5の32）。

令和5年11月15日の第33回作業部会では、女川地域の緊急時対応の改定として、①住民を安全かつ円滑に避難させるための情報伝達（項目3）、②海路避難経路の多重化（項目2）、③国の要員・資機材等の緊急搬送経路の多重化（項目1）、④住民を安全かつ円滑に避難させるための検査体制（項目4）の4項目を中心に説明が行われるとともに、緊急時対応の概要版（案）及び緊急時対応の全体版（案）の改定事項について説明が行われた。出席者からの異論はなく、今後、各組織において改めて確認を行うこととなった（乙第18号証）。

以上のような検討を経て、令和5年12月22日の第34回作業部会において、女川地域の緊急時対応の改定について、作業部会としての改定内容の検討結果が取りまとめられた（乙第19号証）。そして、同月26日に開催された第3回女川地域原子力防災協議会において改定を行うことが確認された（乙第20号証）。

（5）小括

前記（2）及び（3）において述べたとおり、女川地域の緊急時対応（乙第1号証）については、女川地域原子力防災協議会等において具体的な検討が行われており、また、その計画の内容等も詳細なものとなっている。

さらに、国及び地方公共団体等は、防災における責務を果たすために、新たに得られた知見、把握できた実態や防災訓練等の結果を踏まえ、実効性を向上すべく不断の見直しを行うこととされているが、前記（4）において述べたとおり、国及び地方公共団体等は、

訓練等を踏まえて改善点を発見する作業を繰り返し行い、見直しを行ってきた結果、令和5年12月26日には女川地域の緊急時対応が改定された。

また、控訴人らの第3準備書面の主張は、「検査場所を開設できない」及び「バスの確保と配備ができない」という主張であるが、いずれの主張も、住民が一斉避難することを前提としていると考えられるところ、原子力災害対策指針の防護措置の考え方を踏まえたUPZ内における具体的な対応においては、緊急時モニタリングによる測定結果から対象地区を特定して段階的に一時移転等を実施することになっていることから、住民が一斉避難することを前提とする控訴人らの主張は、その前提それ自体が誤っていることが明らかである。

しかるに、控訴人らが、第3準備書面の第1以下で述べる主張は、段階的な避難等を前提とする原子力災害対策指針の防護措置の考え方を踏まえず、一斉避難を前提とした場合の避難計画の個別の問題点を縷々主張しているものに過ぎず、前記(1)で述べた防災基本計画及び原子力災害対策指針が基本理念として示す「減災」の考え方に照らしても、女川地域の緊急時対応を確認ないし了承した女川地域原子力防災協議会ないし原子力防災会議の判断に看過し難い過誤や欠落があることや、原子力災害対策指針に照らし、女川地域の緊急時対応が具体性ないし合理性を欠くことが明らかであることを主張立証するものになっていない。

2 控訴人ら第3準備書面における個別の主張に対する反論

控訴人ら第3準備書面の「検査場所を開設できない」及び「バスの確保と配備ができない」という主張は、段階的な避難等を前提とする原子力災害対策指針の防護措置の考え方を踏まえず、一斉避難を前提

とした場合の避難計画の個別の問題点を縷々主張しているものに過ぎないが、以下、念のため、控訴人らのこれらの個別の主張それ自体を見ても、誤りや不相当な点が見られることを指摘する。

(1) 検査場所を開設できないという主張について

ア 避難退域時検査場所の開設について

前記1(3)イ(ウ)において述べたとおり、女川町及び石巻市において震度5弱以上の地震の発生を認知した場合、国(原子力規制庁及び内閣府(原子力防災担当))は情報収集活動を開始し、警戒事態に至った場合に現地への要員搬送や緊急時モニタリングの準備を開始することになる。そして、警戒事態から施設敷地緊急事態、全面緊急事態へと緊急事態の段階が進展していく中で、国、宮城県及び被控訴人は、避難退域時検査場所の開設に向けた人員・資機材の移動準備等を開始し、体制を整えていくことになる。

一方、施設敷地緊急事態あるいは全面緊急事態に至り、事象が進展し、本件2号機の原子炉格納容器の冷却系統が正常に機能しなくなった場合、そのままでは原子炉格納容器内の圧力が徐々に高まり過剰な圧力に達するおそれがあるため、正常時の冷却系統(代替循環冷却系)とは別の冷却系統により原子炉格納容器の過圧による破損防止が図られていくことになる。それでもなお、原子炉格納容器の圧力低下ができなかった場合には、原子炉格納容器のフィルタベント系により原子炉格納容器内の蒸気を放出して原子炉格納容器の圧力を低下させることになり、その際に、放射性物質が放出されることになる。

そして、放射性物質が放出された後、UPZ内においては、原子力災害対策本部が、緊急時モニタリングの結果に基づき、空間

放射線量率が基準値を超える区域を特定する。O I L 1 に該当する $500 \mu\text{Sv/h}$ 超過の区域を数時間内を目途に特定し、当該特定された地域の住民は、速やかに避難等（移動が困難な者の一時屋内退避を含む）を行う。また、O I L 2 に該当する $20 \mu\text{Sv/h}$ 超過の区域を1日内を目途に特定し、当該特定された地域の住民は、1週間程度内に一時移転を行うことになる（乙第12号証（12頁、100頁））。

このように警戒事態から施設敷地緊急事態、全面緊急事態へと緊急事態の段階が進展していく中で、避難退域時検査場所の開設準備に伴う体制が整い、この間、本件2号機では原子炉格納容器の破損を防止するための対策が行われることになるが、それでもなお放射性物質を含む蒸気放出に至ってしまった場合には、緊急時モニタリング、避難や一時移転区域の特定、住民への指示、住民の避難や一時移転開始という順番で住民の避難や一時移転に向けた対応が進められていくことになる。控訴人らは、検査場所の開設ができない旨主張しているが、上記のとおり避難退域時検査場所の開設準備体制が構築されてから住民の避難や一時移転が開始されるまでに一定の時間があり、その間に避難退域時検査場所の開設を完了させることができるから、上記の控訴人らの主張は失当である。

イ オフサイトセンターが機能しないという主張について

一審答弁書のⅡの第8の7（3）（35頁）において述べたとおり、オフサイトセンターでは、原子力災害発生時においても必要なメンバーが参集できる体制を整えていること等から、オフサイトセンターが機能しないということはない。

ウ 避難退域時検査場所について

(ア) 避難退域時検査及び簡易除染の実施について

住民等の避難や一時移転にあたり、OILに基づく防護措置として避難または一時移転を指示された住民等（放射性物質が放出される前に予防的に避難した住民等を除く）を対象に避難退域時検査を行い、基準値を超えた場合には簡易除染を行う。また、避難退域時検査及び簡易除染の実施場所については、可能な限りバックグラウンドの値が低い所であって、住民等の円滑な避難や一時移転の妨げとならない場所が望ましく、具体的には、原子力災害対策重点区域の境界周辺から避難所等までの避難経路上またはその近傍の適所を選定することになっており（乙第11号証（71頁））、宮城県では、緊急時の避難を円滑に行うため、UPZ内人口や避難経路等を考慮し、避難元市町と各避難退域時検査場所の対応付けを行った上で、避難退域時検査場所として21箇所の候補地をあらかじめ準備している（乙第12号証（168頁））。

(イ) 避難退域時検査場所の運営体制及び資機材の確保について

避難退域時検査場所は、宮城県及び原子力事業者である被控訴人が国、関係自治体、関係機関の協力のもと運営する（乙第12号証（169頁））。

避難退域時検査は、宮城県、被控訴人及び関係機関等の要員により実施し、指定公共機関（国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構・国立研究開発法人日本原子力研究開発機構）は国及び関係自治体からの要請に基づき、要員及び資機材による支援を実施する（乙第12号証（169頁～172頁））。

また、避難退域時検査の実務は、国（内閣府（原子力防災担

当)、原子力規制庁)が定めた「原子力災害時における避難退域時検査及び簡易除染マニュアル」(乙第21号証)に基づき、宮城県、国、関係自治体、関係機関及び被控訴人を含めた原子力事業者12社の要員が連携・協力しながら運営することになっている。

a 被控訴人等原子力事業者の体制・資機材について

被控訴人は、備蓄資機材を活用して600人程度の要員を避難退域時検査場所へ動員する(乙第12号証(146頁、169頁))。

さらに、一審答弁書のⅢの第8の4(3)ア(ウ)(126頁)において述べたとおり、被控訴人を含めた原子力事業者12社間で締結している「原子力災害時における原子力事業者間協力協定」に基づき、原子力災害発災後の避難や一時移転等において、放射線防護資機材等が不足する場合、原子力事業者は、保有する資源(要員・資機材等)を最大限供給し支援することとしており、平成23年に発生した東京電力福島第一原子力発電所事故の際にもこの枠組みを活用した支援が行われた。

要員については、原子力災害時の周辺地域の環境放射線モニタリング及び周辺区域の汚染検査・汚染除去に関する協力要員を派遣する体制を整備している。現在は3000人の体制となっており、避難退域時検査等の交代要員を考慮した十分な支援体制となっている(乙第22号証(38頁))。また、資機材については、サーベイメータ360台、個人線量計1000個、全面マスク1000個、タイベックスーツ3万着等を最大限供給することとしている(乙第12号証(146

頁))。

これに加え、被控訴人は、東京電力との間及び北海道電力との間において、それぞれ原子力災害時における相互協力に関する基本合意を締結し、さらなる支援体制の充実を図っている(乙第22号証(39頁、40頁))。

b 宮城県等の体制・資機材について

宮城県は、一審答弁書のⅢの第8の4(3)ア(ア)(125頁)において述べたとおり、宮城県等原子力施設が立地する14道府県との間で締結した「原子力災害時の相互応援に関する協定」に基づき、サーベイメータなど緊急時モニタリング資機材等の原子力防災資機材の貸与、提供を受けるとともに、緊急時モニタリング職員、緊急時医療関係職員の派遣を受けることができることとなっている(乙第12号証(138頁))。

また、宮城県内の全35市町村との「災害時における宮城県市町村相互応援協定」、北海道、青森県、岩手県、秋田県、山形県、福島県及び新潟県との「大規模災害時等の北海道・東北8道県相互応援に関する協定」及び全国都道府県との「全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定」に基づき、人的支援、物的支援、施設または業務の提供等を受けることができることとなっている(乙第12号証(138頁))。

そして、一審答弁書のⅡの第8の1(23頁)において述べたとおり、女川地域の緊急時対応の考え方からすれば、避難計画は、関係自治体等が、実際の避難時には適宜災害の状況に応じて臨機応変に効果的に人員を配置し、配置された人

員も適宜状況に応じて臨機応変に対応しながら運用することを前提としており、災害の状況に応じて適時適切に対応することになっている。

(ウ) 原子力防災に係る訓練や研修等について

前記1(4)アにおいて述べたとおり、原子力災害対策を円滑かつ有効に実施するためには、緊急事態応急対策に従事する者は、常時、各種の緊急対応の発生を想定しつつ自らの業務に習熟することが必要であり、原子力災害対策に関する教育及び訓練を受けることが重要である(乙第11号証(63頁～64頁))。宮城県及び被控訴人は、国の原子力総合防災訓練に参加するとともに、定期的に宮城県等の原子力防災訓練に参加することにより、避難退域時検査等に係る技能の習熟・向上が図られている。

また、検査要員は、検査及び簡易除染が実践できるよう放射線の基礎等の講義及び機器の取扱実習を含む研修を受講している(乙第12号証(170頁))。

国(内閣府)は、原子力災害対策指針の防護措置の考え方の理解、原子力災害時の対応力の向上を目的に、地方自治体等の防災業務関係者に対して研修事業を実施している。令和4年度の原子力防災研修の実績として、例えば、「原子力災害対策要員研修」及び「原子力災害対策本部図上演習」のうち、宮城県内で実施された研修にはそれぞれ84名、95名が参加している(乙第23号証)。

エ 車両用ゲート型モニタ等について

控訴人らは、避難退域時検査場所の検査レーンに設置する車両用ゲート型モニタの数や要員が不足し、避難退域時検査場所が開

設できない旨主張しているが、この点について、以下のとおり反論する。

(ア) 避難退域時検査場所の使用箇所について

宮城県では、女川地域における避難退域時検査場所の使用箇所について、東京電力福島第一原子力発電所事故時の放射性物質の風下方向への拡散実績を踏まえて、避難退域時検査場所候補地 21 箇所の全てを同時に使用するのではなく、最大 8 箇所程度（北西・西北西）で使用することを想定している。

(イ) 避難退域時検査の方法と車両用ゲート型モニタの測定用途について

避難退域時検査の方法は、検査要員が表面汚染検査用測定器であるサーベイメータを用いて測定することになっている（乙第 21 号証（20 頁））。具体的には、宮城県及び被控訴人から動員された検査要員が、宮城県内の備蓄資機材であるサーベイメータを活用して検査を実施する。また、前記ウ（イ）において述べたとおり、検査要員及びサーベイメータが不足する場合でも、原子力事業者や自治体から、それらを供給支援する体制が整備されている。

したがって、検査要員やサーベイメータが不足し、避難退域時検査ができないということはない。

車両用ゲート型モニタの測定用途は、検査の初期段階で車両のタイヤ側面部が乙第 11 号証（71 頁）に定める除染の基準の基準値以下であることを判別する際に、サーベイメータによる測定に代えることができるものであり、その他の検査箇所である車両のワイパー部及び詳細なタイヤ側面部の検査、車両全体の確認検査並びに住民検査においては、サーベイメータを用

いて測定・検査することになっている（乙第21号証（20頁～22頁））。

したがって、車両用ゲート型モニタは検査に必ずしも必要な測定器ではない。

なお、宮城県が保有する車両用ゲート型モニタは、現在は、仙台市内、大崎市内及び気仙沼市内の倉庫に保管されており、避難退域時検査場所まで輸送する際は、住民等の避難や一時移転の方向とは逆方向に輸送し設置することになる。

オ 避難退域時検査場所の要員の食料、宿泊施設、トイレについて一審答弁書のⅡの第8の2（6）ケ（29頁）において述べたとおり、住民等の避難や一時移転は段階的に行われることから、避難退域時検査場所のトイレの混雑は想定されない。また、同様の理由により、避難退域時検査場所の要員の食料調達や宿泊施設の確保に支障が生じるということはない。

カ 小括

以上のとおり、避難退域時検査場所は避難経路上に複数の候補地をあらかじめ準備しており、避難退域時検査の実施にあたっては、備蓄資機材を活用し、大規模な要員を動員するなど避難退域時検査を円滑に行うための体制が整備されていること等から、避難退域時検査場所が開設できないなどとする控訴人らの主張は理由がない。

（2）バスの確保と配備ができないという主張について

UPZ内からの一時移転は、緊急時モニタリングの結果に基づき、対象地域を特定し1週間程度内に実施するものであり、この際に必要となる輸送能力の確保については、宮城県が宮城県バス協会（協力事業者80社）との間で「原子力災害時における緊急輸送に関す

る協定書」を締結しており、宮城県バス協会が調整・確保する車両により、住民の一時移転に必要な車両台数を確保する体制が整備されている（乙第12号証（49頁、50頁、111頁））。

警戒事態に至った場合、宮城県は、PAZ及び準PAZ内住民の避難用バスを手配するために宮城県バス協会等に準備要請を行う。その後、事象が進展した場合、宮城県は、UPZ内住民の一時移転等に備え、宮城県バス協会等にバスの派遣準備を要請する（乙第12号証（26頁、62頁、84頁、101頁））。

また、一審答弁書のⅡの第8の2（6）セ（30頁～31頁）において述べたとおり、宮城県災害対策本部には宮城県バス協会からリエゾンが派遣され、①宮城県がリエゾンを通じて宮城県バス協会に対し、どの一時集合場所に何台バスを手配して欲しいかを伝え、②宮城県バス協会が会員名簿等を踏まえて各会員であるバス会社に対し、順次要請に応じられるか、応じられる場合、いつ頃バスを到着させられるかを問い合わせ、③その結果を宮城県バス協会またはバス会社からリエゾンを通じて宮城県に連絡する、というのが基本的な流れになる。

上記の過程を経て一時集合場所にバスが派遣されることから、控訴人らが主張するようにバスが一時集合場所に配備されないということはない。

さらに、宮城県内で実施された原子力防災訓練に指定地方公共機関等として宮城県バス協会が参加し、これまでに宮城県や関係機関との連携や、必要台数のバスの調整・確保の協力体制が確認されている。

UPZ内のバス会社（宮城県バス協会に所属）が保有する車両は105台、宮城県全体では80社、2468台である（乙第12号

証（35頁、39頁、111頁）。

宮城県内の輸送手段では不足する場合、他県との応援協定に基づき、隣接県等から輸送手段を調達することになる。東北各県のバス保有台数は青森県2065台、岩手県1640台、秋田県1311台、山形県1290台、福島県2346台、以上合計8652台となっている（乙第12号証（111頁））。

宮城県が確保した輸送手段では対応できない場合、国の原子力災害対策本部からの依頼に基づき、国土交通省が関係団体、関係事業者に対し、協力を要請することにより必要な輸送能力を確保することになっている。さらに、不測の事態により確保した輸送能力で対応できない場合、実動組織（警察、消防、海上保安庁、自衛隊）に支援を要請することになっている（乙第12号証（111頁））。

このように、住民の避難や一時移転に必要な輸送能力を確保する体制が整備されていることから、バスの確保と配備ができないなどとする控訴人らの主張は理由がない。

第4 結語

以上のとおり、控訴人らの主張には理由がなく、控訴人らの請求を棄却した原判決は相当であるから、本件控訴は棄却されるべきである。

以 上